

羽島郡町立小・中学校 非常変災時における対応方針

令和6年9月20日制定

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における児童生徒の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時（3を除く。）における羽島郡町立小・中学校管理規則（以下「規則」という。）第4条第3項の規定により臨時に授業を行わないこととすること（以下「休業」という。）の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。

（1） 非常変災に伴う休業は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

（気象警報等発表の場合）

① 登校に関して

ア 警報が発表されている場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。

イ 待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

ア 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び児童生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる。

イ 自宅への到着確認を確実に行う。

（地震発生の場合）

① 登校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。

イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。

ウ 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地等等の安全を確認し、児童生徒の下校について判断する。下校させる場合は保護者への引き渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域については、帰宅させることができる。その際、自宅への到着確認を確実に行う。また、保護者と連絡がとれない、日没までに自宅に到着できないなど児童生徒に危険が及ぶ可能性があるとして予想される場合は、学校に留め置く。

ウ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

(2) 情報の把握、伝達に関して

- ① 警報発表中及び警報発表が予想される場合並びに震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、情報を把握する本部（担当者）を置く。
- ② 担当者は、把握した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

(3) 保護者への連絡に関して

- ① 警報発表中及び警報発表が予想される場合並びに震度 5 弱以上の地震が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。
- ② 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(4) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)にかかわらず、教育長が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における休業の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

- ① 学校は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認めた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定するものとする。
- ② ①の規定により通常どおり授業を行う場合にあっては、次に掲げる児童生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

- ③ ①により教育長が休業を決定した場合及び②により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合、児童生徒の安全確保については、次の各点に留意すること。

ア 登校前に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示す。

イ 登校途中に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、

児童生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実に行う。

ウ 登校後に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地等の安全を確認し、児童生徒を下校させる。その際、到着確認を確実に行う。

エ 下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表により教育長が指定した休業期間経過後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする